

被害回復給付金支給申請書の記入要領

(※申請書の提出について、強制ではありません。支給を希望される方は、提出してください。)

1 「氏名・住所等」欄

(1)申請人が個人の場合

「申請人」欄に、日付・氏名・生年月日（年齢）・郵便番号・住所・電話番号等を記入し、押印してください。

(2)申請人が法人等の場合

「申請人」欄に、日付、名称、郵便番号、住所、電話番号等を記入し、社判を押印するとともに、「代表者又は管理人」欄に代表者又は管理人の氏名、生年月日（年齢）、郵便番号、住所、電話番号等を記入してください。

(3)代理人によって申請をする場合

「申請人」欄の記入に加え、「代理人」欄に、代理人の氏名又は名称・生年月日（年齢）・郵便番号・住所・電話番号等を記入し、押印してください。

なお、代理人が弁護士の場合は、「代理人」欄に、当該弁護士の氏名を記載するとともに、連絡先として当該弁護士が所属する事務所の名称、所在地、電話番号等を記入し、押印してください。

また、代理人が弁護士法人の場合は、「代理人」欄に、当該弁護士法人の名称・所在地・電話番号等を記入し、押印するとともに、その業務を担当する弁護士の氏名を記入してください。

2 「被害者」欄

被害にあった者が申請人である場合は、「□申請人」に☑を付し、「被害者」欄の氏名・住所等の記載は必要ありません。

被害にあった者が申請人以外の者（被相続人など）である場合は、「□その他の者」に☑を付け、被害者の氏名又は名称・生年月日（年齢）・郵便番号・住所を記入してください。

3 「一般承継人」欄

申請人が被害者の相続人等の一般承継人である場合は、相続等の一般承継の理由及びその年月日、一般承継人と被害者の関係を記入してください。

4 「被害にあわれた年月日時」欄

「被害者」欄に記入した被害者が、被害にあった日時を記入してください。

5 「被害にあわれた場所」欄

「被害者」欄に記入した被害者が、被害にあった場所を記入してください。

6 「犯人の名前又は団体名」欄

「被害者」欄に記入した被害者が、被害にあった事件の犯人の名前又は団体名を記入してください。犯人の名前等は、支給手続開始決定時に公告された被告人の氏名等と同じことが多いと思いますが、事案によっては異なる場合も考えられます。

7 「被害にあわれた状況」欄

「被害者」欄に記入した被害者が受けた被害について、その状況を簡潔に記入してください。

8 「支給を受けようとする金額」欄

「犯罪行為により失われた財産の価額」欄には、支給対象となる犯罪行為により、「被害者」欄に記入した被害者から犯人に移転した財産の価値を記入してください。

犯人に移転した財産が金銭以外である場合は、その価額の算定根拠も記入してください。この場合、価格は時価（当該犯罪行為の時点を基準とした額）としてください。

「控除対象合計額」欄については、支給対象となる犯罪行為により失われた財産の価額に相当する損害について、犯人などにより、そのてん補又は賠償がされた場合は、そのてん補額及び賠償額を合算した額を記入してください。また、「（内訳）」欄に、「てん補又は賠償を受けた年月日」「てん補又は賠償をした者の氏名又は名称（犯人との関係）」「てん補又は賠償を受けた者の氏名又は名称（被害者等との関係）」、「てん補又は賠償額」をそれぞれ記入してください。

てん補等がなされていない場合には、0（ゼロ）を記入してください。

9 「支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合についての合意の有無及び内容」欄

他の申請人又は申請人となるべき方との間で、各人が支給される被害回復給付金の金額の割合について、合意がない場合は、「口合意はない」に☑を付し、この欄の記載は必要ありません。

合意がある場合は、「口以下の合意がある」に☑を付した上、合意した他の被害者等の氏名・郵便番号・住所・電話番号等・合意の内容を記載してください。

10 「払渡しを受ける機関その他その払渡しを受けるために必要な事項」欄

被害回復給付金の振込先口座について、口座名義人（申請人名義）の氏名・住所・金融機関名・口座番号を記載してください。

申請人以外の口座へは支給できません。

また、ネット銀行口座への支給もできません。

なお、原則として、被害回復給付金の支給は、口座振込とさせていただきますが、口座がないなど、やむを得ない事情がある場合は、「その他の必要な事項」欄に、その事情を記載してください。

11 「添付書類」

添付書類確認シートをご確認ください。

12 「その他」

ご不明な点などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

(029-227-9849)

電話・メール・FAXでの申請はできません。

申請期間経過後の申請は、支給を受けられません。ただし、郵送の場合は、当日消印有効となります。

切手代やコピー代等は、御負担をお願いします。

申請書又は添付書類等に虚偽（ウソ）の記載をした場合は、50万円以下の罰金に処されます。